

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成25年8月7日

水曜日

号外

目次

公 告

○条件付き一般競争入札の実施

1

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

条件付き一般競争入札の実施

富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修建築工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年8月7日

富山県知事 石井 隆一

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修建築工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 建築一式工事
- (4) 工事概要

整備内容等		改修面積
構成	中央病棟	4階 集中治療室内のHCU新設による改修 7階 タップステーションオーブン化による改修 8階 無菌治療病室の増室による改修 (一般病室2室→準無菌治療病室2室) 9階 感染症病室の新設による改修 (結核病室1室→感染症病室1室)
	外来診療棟	1階 医療相談室の増室による改修 4階 医局室の拡充による改修
		1,086.2m ²
		420.8m ²

- (5) 工期 契約を締結した日の翌日から平成26年3月20日まで

(6) 予定価格 59,370,000円（消費税相当額を除く。）

(7) 調査基準価格 有

(8) その 他

ア この工事の請負額については、富山県が先行発注した下記工事（以下「現工事」という。）の受注者が現工事の工事完成日（工事完成届に記載された完成年月日をいう。）までにこの工事についても受注した場合には、全工事の設計額の合計額より定まる率によって算定した諸経費等から、現工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再積算し、変更するものとする。

富山県立中央病院厚生棟及び医療交流棟耐震補強等改修建築工事

イ この工事の入札に参加した者が、下記関連工事の落札者となったときは、当該者に係るこの工事の開札は行わない。

関連工事

（平成25年8月7日公告）

富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修機械設備工事

ウ この工事を落札した者については、当該者の下記関連工事に係る開札は行わない。

関連工事

（平成25年8月7日公告）

富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修電気設備工事

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第 100 号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であるこ

と。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における平成25・26年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事の等級がAの者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請をする日までに、当該工事に配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある専任の監理技術者又は主任技術者を確保できること。

オ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間ににおいて、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

ウ 配置予定の技術者（様式第3号）

エ 配置予定の技術者（様式第3号）に記載されている配置予定の技術者の有する資格を証明するもの等

(2) 提出期間

平成25年8月8日（木）から平成25年8月20日（火）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日

(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課管財係

(4) 提出方法

アからエまでの書類の提出は、持参し、又は郵送（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着。）とする。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成25年8月7日（水）から平成25年8月29日（木）まで（休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成25年8月22日（木）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成25年8月22日（木）から同月26日（月）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成25年9月2日（月）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

(1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、平成25年8月22日（木）に設計図書等を無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

(2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成25年8月23日（金）から同月29日（木）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

8 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 平成25年9月9日（月）午後2時

(2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院中央診療棟5階52会議室

9 入札の方法等

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかつたとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

落札決定後、C O R I N S 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、当該落札者とは、契約を締結しないことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるものほか、地方
-

自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。

- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。

(様式第1号)

平成25年8月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工事名 富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修建築工事

2. 履行期限 平成26年3月20日まで

(提出者)

業者番号

業者名称

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表FAX番号

部署名

商号(連絡先名称)

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号、連絡先E-Mail、添付資料

(様式第 2 号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

1 工事名 富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修建築工事

2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。	(該当 ・ 非該当)
②富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。	(該当 ・ 非該当)
③富山県における平成 25・26 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事の等級が A の者として登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
④入札参加資格の確認の申請をする日までに、当該工事に配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある専任の監理技術者又は主任技術者を確保できること。	(該当 ・ 非該当)
⑤入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間ににおいて、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	(該当 ・ 非該当)
⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。	(該当 ・ 非該当)

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

(様式第3号)

配置予定の技術者

称号又は名称

	現場代理人	主任技術者等
技術者氏名		
最終学歴		
法令による免許		
採用年月(雇用期間)	年 月 (年 ヶ月)	年 月 (年 ヶ月)

- 注 (1) 現場代理人は、現場に常駐できる者を記載すること。
 (2) 主任技術者等とは、建築一式工事に係る主任技術者又は監理技術者のことをいい、発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円(建築一式工事にあっては、4,500万円)以上について下請契約をした上で工事を施工しようとすることは、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
 (3) 現場代理人と主任技術者等とは兼務することができる。
 (4) 法令による免許については、免許を証する書面の写しを持参又は郵送により提出すること。なお、監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(表・裏)の写し(平成16年3月1日以後に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証(表・裏)の写し)を持参又は郵送により提出すること。

条件付き一般競争入札の実施

富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修機械設備工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年8月7日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修機械設備工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 暖冷房設備工事
- (4) 工事概要

整備内容等			改修面積
構成	中央病棟	4階 集中治療室内のHCU新設による改修 7階 スタッフステーションオープン化による改修 8階 無菌治療病室の増室による改修 (一般病室2室→準無菌治療病室2室) 9階 感染症病室の新設による改修 (結核病室1室→感染症病室1室)	1,086.2m ²
	外来診療棟	1階 医療相談室の増室による改修 4階 医局室の拡充による改修	420.8m ²

- (5) 工期 契約を締結した日の翌日から平成26年3月20日まで
- (6) 予定価格 119,300,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有
- (8) その他

ア この工事の請負額については、富山県が先行発注した下記工事（以下「現工事」という。）の受注者が現工事の工事完成日（工事完成届に記載された完成年月日をいう。）までにこの工事についても受注した場合には、全工事の設計額の合計額より定まる率によって算定した諸経費等から、現工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再積算し、変更するものとする。

富山県立中央病院厚生棟及び医療交流棟耐震補強等改修空調設備その他工事

イ この工事を落札した者については、当該者の下記関連工事に係る開札は行わない。

関連工事

(平成25年8月7日公告)

富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修建築工事

富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修電気設備工事

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

（1）入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における平成25・26年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、管工事の等級がAの者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請をする日までに、当該工事に配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある専任の監理技術者又は主任技術者を確保できること。

オ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間ににおいて、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

ウ 配置予定の技術者（様式第3号）

エ 配置予定の技術者（様式第3号）に記載されている配置予定の技術者の有する資格を証明するもの等

(2) 提出期間

平成25年8月8日（木）から平成25年8月20日（火）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課管財係

(4) 提出方法

アからエまでの書類の提出は、持参し、又は郵送（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着。）とする。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参しきは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成25年8月7日（水）から平成25年8月29日（木）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分ま

で

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成25年8月22日（木）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成25年8月22日（木）から同月26日（月）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成25年9月2日（月）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、平成25年8月22日（木）に設計図書等を無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

- (2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成25年8月23日（金）から同月29日（木）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟 5 階廊下に掲示し、公表する。

8 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 平成25年 9月 9日（月）午前11時

(2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目 2 番78号

富山県立中央病院中央診療棟 5 階52会議室

9 入札の方法等

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1回とする。

10 工事費内訳書の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。

(2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかつたとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札

(2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札

(3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

落札決定後、C O R I N S 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、当該落札者とは、契約を締結しないことがある。

16 その他

(1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるものほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。

(2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。

(4) 提出された申請書等は、返却しない。

(5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。

(6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。

(7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。

(様式第 1 号)

平成25年8月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工 事 名 富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修機械設備工事
2. 履行期限 平成26年3月20日まで

(提出者)

業者番号

業者名称

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表 FAX 番号

部署名

商号（連絡先名称）

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号、連絡先 E-Mail、添付資料

(様式第2号)

入札参加資格確認書

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事名 富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修機械設備工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	(該当 ・ 非該当)
②富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。	(該当 ・ 非該当)
③富山県における平成25・26年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、管工事の等級がAの者として登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
④入札参加資格の確認の申請をする日までに、当該工事に配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある専任の監理技術者又は主任技術者を確保できること。	(該当 ・ 非該当)
⑤入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	(該当 ・ 非該当)
⑥会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。	(該当 ・ 非該当)

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

(様式第3号)

配置予定の技術者

称号又は名称

	現場代理人	主任技術者等
技術者氏名		
最終学歴		
法令による免許		
採用年月(雇用期間)	年 月 (年 ケ月)	年 月 (年 ケ月)

注 (1) 現場代理人は、現場に常駐できる者を記載すること。

(2) 主任技術者等とは、管工事に係る主任技術者又は監理技術者のことをいい、発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円(建築一式工事にあっては、4,500万円)以上について下請契約をした上で工事を施工しようとするときは、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。

(3) 現場代理人と主任技術者等とは兼務することができる。

(4) 法令による免許については、免許を証する書面の写しを持参又は郵送により提出すること。なお、監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(表・裏)の写し(平成16年3月1日以後に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証(表・裏)の写し)を持参又は郵送により提出すること。

条件付き一般競争入札の実施

富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修電気設備工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年8月7日

富山県知事 石井 隆一

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修電気設備工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 電気設備工事
- (4) 工事概要

整備内容等		改修面積
構成	中央病棟	4階 集中治療室内のHCU新設による改修
		7階 スタッフステーションオーブン化による改修
		8階 無菌治療病室の増室による改修 (一般病室2室→準無菌治療病室2室)
		9階 感染症病室の新設による改修 (結核病室1室→感染症病室1室)
	外来診療棟	1階 医療相談室の増室による改修
		4階 医局室の拡充による改修
		1,086.2m ²
		420.8m ²

- (5) 工期 契約を締結した日の翌日から平成26年3月20日まで
- (6) 予定価格 36,440,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有
- (8) その他

ア この工事の請負額については、富山県が先行発注した下記工事（以下「現工事」という。）の受注者が現工事の工事完成日（工事完成届に記載された完成年月日をいう。）までにこの工事についても受注した場合には、全工事の設計額の合計額より定まる率によって算定した諸経費等から、現工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再積算し、変更するものとする。

- ① 富山県立中央病院厚生棟及び医療交流棟耐震補強等改修電気設備工事
- ② 富山県立中央病院厚生棟無停電電源装置設置工事

③ 富山県立中央病院非常放送用設備改修工事

イ この工事の入札に参加した者が、下記関連工事の落札者となったときは、当該者に係るこの工事の開札は行わない。

関連工事

(平成25年8月7日公告)

① 富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修機械設備工事

② 富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修建築工事

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第 100 号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における平成25・26年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、電気工事の等級が A の者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請をする日までに、当該工事に配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある専任の監理技術者又は主任技術者を確保できること。

オ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間ににおいて、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受け

ていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

ウ 配置予定の技術者（様式第3号）

エ 配置予定の技術者（様式第3号）に記載されている配置予定の技術者の有する資格を証明するもの等

(2) 提出期間

平成25年8月8日（木）から平成25年8月20日（火）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課管財係

(4) 提出方法

アからエまでの書類の提出は、持参し、又は郵送（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着。）とする。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成25年8月7日（水）から平成25年8月29日（木）まで（休

日を除く。) の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係 (電話 076-491-7115)

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟 5 階廊下に掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成 25 年 8 月 22 日 (木) までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成 25 年 8 月 22 日 (木) から同月 26 日 (月) までの午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成 25 年 9 月 2 日 (月) までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者 (以下「入札参加資格者」という。) に対し、平成 25 年 8 月 22 日 (木) に設計図書等を無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

- (2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する (受付期間の締切日までに必着) 方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成 25 年 8 月 23 日 (金) から同月 29 日 (木) までの午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟 5 階廊下に掲示し、公表する。

8 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 平成25年 9 月 10 日（火）午後 2 時

(2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目 2 番78号

富山県立中央病院中央診療棟 5 階52会議室

9 入札の方法等

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1 回とする。

10 工事費内訳書の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。

(2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかつたとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

落札決定後、C O R I N S 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、当該落札者とは、契約を締結しないことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるものほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。

(様式第 1 号)

平成25年8月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工事名 富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修電気設備工事
2. 履行期限 平成26年3月20日まで

(提出者)

業者番号
業者名称
業者郵便番号
業者住所
役職名
代表者氏名
代表電話番号
代表 FAX 番号
部署名
商号（連絡先名称）
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号、連絡先 E-Mail、添付資料

(様式第 2 号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

1 工事名 富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修電気設備工事

2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。	(該当 ・ 非該当)
②富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。	(該当 ・ 非該当)
③富山県における平成 25・26 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、電気工事の等級が A の者として登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
④入札参加資格の確認の申請をする日までに、当該工事に配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある専任の監理技術者又は主任技術者を確保できること。	(該当 ・ 非該当)
⑤入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間ににおいて、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	(該当 ・ 非該当)
⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。	(該当 ・ 非該当)

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

(様式第 3 号)

配置予定の技術者

称号又は名称

	現場代理人	主任技術者等
技術者氏名		
最終学歴		
法令による免許		
採用年月(雇用期間)	年 月 (年 ケ月)	年 月 (年 ケ月)

注 (1) 現場代理人は、現場に常駐できる者を記載すること。

(2) 主任技術者等とは、電気工事に係る主任技術者又は監理技術者のことをいい、発注者から直接工事を請け負い、そのうち 3,000 万円（建築一式工事にあっては、4,500 万円）以上について下請契約をした上で工事を施工しようとすることは、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。

(3) 現場代理人と主任技術者等とは兼務することができる。

(4) 法令による免許については、免許を証する書面の写しを持参又は郵送により提出すること。なお、監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（表・裏）の写し（平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証（表・裏）の写し）を持参又は郵送により提出すること。